

青森県報

第二千五百三十七号

平成十七年
十月五日
(水曜日)

目 次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課) ……	一
生活保護法による医療機関の指定……………	(同) ……	一
生活保護法による指定医療機関の事業所の所在地変更の届出……………	(同) ……	二
生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………	(同) ……	二

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………	(県民生活政策課) ……	二
土地改良区の定款変更の認可……………	(農村整備課) ……	二
開発行為に関する工事の完了……………	(建築住宅課) ……	三
出先機関		
道路の位置の指定……………	(むつ県土整備事務所) ……	三

告

示

青森県告示第七百七十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指

定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
鈴木医院	三沢市中央町四丁目一の一四一	平成二七・七・四
玉山歯科医院	弘前市大字駒越町二二の一	二七・七・三
八口一薬局宮園	弘前市大字宮園五丁目三三の一	" "
かみきた薬局	上北郡東北町旭南一丁目三三の九七五	" "
階上町国民健康保険診療所	三戸郡階上町大字道仏字天当平一の一三九	二七・八・一
阿部歯科医院	青森市栄町二丁目二の一八	二七・八・六

青森県告示第七百七十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
玉山歯科医院	弘前市大字駒越町二二の一	平成二七・八・一
みやその薬局	弘前市大字宮園五丁目三三の一	" "
かみきた薬局	上北郡東北町旭南一丁目三三の九七五	" "
阿部歯科医院	青森市栄町二丁目二の一八	二七・八・九
やち歯科クリニック	八戸市諏訪三丁目一の二二	二七・八・三
第一ファミリー歯科	弘前市大字城東中央三丁目一〇の一九	二七・九・一

バサラ調剤薬局
アポテック根城店
青森市浪岡大字浪岡字稲村一五七の六
八戸市根城五丁目二の五
" "

青森県告示第七百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分		変更年月日
		名称	主たる事務所の所在地	
三楽会	三楽会	弘前市大字浜の町西二丁目四の一	訪問看護ステーションおおわに	平成二七・八・一
南津軽郡大鰐町大字大鰐字前田六一の二	南津軽郡大鰐町大字大鰐字前田六一の二	川原九二の二三	南津軽郡大鰐町大字大鰐字湯野	

青森県告示第七百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	休止年月日
八戸東リハビリター	八戸市湊高台四丁目二の一九	平成二七・九・一

シオンセンター

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同法第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成十七年九月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人青森県環境パートナーシップセンター
- 三 代表者の氏名
鶴見 實
有谷 昭男
- 四 主たる事務所の所在地
青森市新町二丁目二の一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、住民・市民活動団体・事業者・行政などに対し、各活動主体が対等な立場で役割を分担し、相互に協力・連携しながら、環境を保全・再生・創造する活動を実践してゆく関係（以下「環境パートナーシップ」といいます）の構築に関する事業を行い、環境問題の解決と持続可能な循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、川内町土地改良区の定款の変更を平成十七年九月二十七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十七年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
南津軽郡尾上町大字新屋町字道ノ下八の二から八の四まで及び八の六	南津軽郡尾上町大字新屋町字道ノ下八の二 小田桐英子

出 先 機 関

むつ県土整備事務所告示第八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、むつ県土整備事務所及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年十月五日

むつ県土整備事務所長 木 村 正 博

むつ市文京町三二七の二三から三一七の二五まで	位	置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日			
	七	七						
	七	七						
一	九	〇	八	メ	ー	ト	ル	平成 二 〇 一 七 年 十 月 三 日
一	九	・	四	九	メ	ー	ト	
六	・	一	二	メ	ー	ト	ル	
六	・	七	六	メ	ー	ト	ル	平成 二 〇 一 七 年 十 月 三 日
六	・	一	二	メ	ー	ト		
六	・	七	六	メ	ー	ト		

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭